【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第七十九条　削除

（改正前）

第七十九条　証券業協会が共同の目的を以て団体を組織したときは、当該団体は大蔵省に備える証券業協会連合会登録原簿に登録を受けることができる。

②　前項の登録を受けた団体は、その名称のうちに証券業協会連合会という文字を用いなければならない。

③　第一項の登録を受けた団体以外の者は、その名称のうちに証券業協会連合会と同一の文字を用いてはならない。

④　第六十七条第二項第三項及び第六十八条乃至前条の規定は、証券業協会連合会に、これを準用する。

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第七十九条　証券業協会が共同の目的を以て団体を組織したときは、当該団体は大蔵省に備える証券業協会連合会登録原簿に登録を受けることができる。

②　前項の登録を受けた団体は、その名称のうちに証券業協会連合会という文字を用いなければならない。

③　第一項の登録を受けた団体以外の者は、その名称のうちに証券業協会連合会と同一の文字を用いてはならない。

④　第六十七条第二項第三項及び第六十八条乃至前条の規定は、証券業協会連合会に、これを準用する。

（改正前）

第七十九条　証券業協会が共同の目的を以て団体を組織したときは、当該団体は証券取引委員会に備える証券業協会連合会登録原簿に登録を受けることができる。

②　前項の登録を受けた団体は、その名称のうちに証券業協会連合会という文字を用いなければならない。

③　第一項の登録を受けた団体以外の者は、その名称のうちに証券業協会連合会と同一の文字を用いてはならない。

④　第六十七条第二項第三項及び第六十八条乃至前条の規定は、証券業協会連合会に、これを準用する。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第七十九条　証券業協会が共同の目的を以て団体を組織したときは、当該団体は証券取引委員会に備える証券業協会連合会登録原簿に登録を受けることができる。

②　前項の登録を受けた団体は、その名称のうちに証券業協会連合会という文字を用いなければならない。

③　第一項の登録を受けた団体以外の者は、その名称のうちに証券業協会連合会と同一の文字を用いてはならない。

④　第六十七条第二項第三項及び第六十八条乃至前条の規定は、証券業協会連合会に、これを準用する。